



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成18年4月24日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)武蔵小杉駅前グランド地区開発プロジェクトに係る事後調査報告書(建設時その1)」の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	三井不動産株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 代表取締役社長 岩沙 弘道
	指定開発行為の名称	(仮称)武蔵小杉駅前グランド地区開発プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 高層建築物の新設(第1種行為) 住宅団地の新設(第1種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区新丸子東三丁目地内 【区域面積:約28,910㎡(宅地約23,640㎡、公共施設約5,270㎡)】
	指定開発行為の目的	共同住宅・市民利用施設及び商業施設の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数:約1,475戸、計画人口:約4,690人、最高高さ: 約200m 建築面積(合計):約10,020㎡、延べ面積:約196,140㎡
	指定開発行為の施行期間	平成17年度~平成20年度
	環境影響評価の手続経過	平成16年 8月31日 条例環境影響評価準備書公告 平成16年11月10日 条例見解書 平成17年 2月16日 条例審査書 平成17年 3月24日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	調査項目	振動
	縦覧期間及び時間	期間:平成18年4月24日(月)から 平成18年5月23日(火)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	中原区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成18年5月23日 (郵送の場合は、平成18年5月23日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm